

羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

平成27年8月号 vol.10



昨年8月1日に開業した当事務所も2年目を迎え、この事務所通信も記念すべき第10号となりました。これからも、末永いお付き合いを、どうぞよろしくお願ひいたします。
”走る税理士”として宣伝をして参りましたが、実はこの1年は開業の忙しさを言い訳にして、レース出場を避けてきました。しかし、この11月の福岡マラソンに、なんと当選してしまい、再び挑戦をせざるを得ないことに。2年目も”挑戦”していく決意です。



”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

今回は、税務調査のお話し。近年の税務調査では、調査官にメールの閲覧を求められるケースが増えており、納税者としては、日頃の対策も必要になります。

”税務上、誤解を与える可能性のあるものはメールでのやり取りは控えること”

そもそも調査官は、納税者のメールを閲覧する権利などあるのか？という疑問があるかと思いますが、税務調査は、「国税通則法」という法律の中の「質問検査権」を根拠に行われています。

この法律によると、調査官は、「納税者の事業に関する帳簿書類その他の物件」を検査することができるようになっており、この「その他の物件」にはパソコンやサーバーも該当するとされ、調査官がメールを閲覧できる根拠になっています。

メールを削除してしまえばよいと思われるかもしれませんが、最近の調査官は、削除されたメールの復元も見事にやっけるし、怖いのが、メールを削除したことが発覚すると、”隠ぺい行為”とされ、重加算税(税務調査で発覚して納めなければならない本税に加え、本税の35%~40%の税金が上乗せされる)の対象とされる可能性があること。

合法的な節税策であっても、調査官に誤解を与える可能性のあるものは、メールでのやり取りを控えることも必要です。

「今月の本の紹介」

心を高める、経営を伸ばす
(稲盛 和夫 著・PHP)

今回は、開業1周年の記念号ということで、私が毎朝、朝礼で使っている本を紹介いたします。

経営者の方は、バイブルとしていらっしゃる方も多いかと思いますが、何度読んでも新しい気づきがあります。

最近、大きなニュースとなっている大手電機メーカーの不適切な会計処理の問題などを見ていると、心を高めることを怠った経営者は、必ずどこかで報いを受けるという気がしてなりません。

”素晴らしい人生をおくるため”の経営をしていきたいものです。

「旬のレシピ」

最近我が家でヒットしたビールのおつまみ”タコ餃子”

- ・キャベツ 200g、ニラ1/2束、しょうが1/2片 (各みじん切り)
- ・片栗粉 大1、豚挽き肉180g
- ・水1/4カップ、酒 大2、ごま油 大1、オイスターソース 大1/2
- ・塩 3つまみ、コショウ 少々

- ①上の材料をボウルに入れ混ぜる
- ②ゆでタコ 適量(1cm角ブツ切り)を①に混ぜる
- ③あとは、餃子の皮に包み、フライパンで焼くだけ
- ④酢、しょうゆ、ラー油でいただきます

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所